

ソーシャルワーカー 御牧由子氏の制度申請のアンケートの結果に関するコメント

身体障害者手帳の現状（問題点）：

申請後、交付までに1ヵ月半～2ヵ月、場合によってはそれ以上かかる。

最近ではコロナ禍の影響もあり、審査会が開催されるまで以前よりさらに時間がかかっており、審査の結果が出るまでに相当の時間を要している。

介護保険のように、介護保険の申請日からすぐに介護サービスを利用できる「暫定ケアプラン」という制度が、身体障害者手帳にはないので、介護が必要な状態になっても手帳が交付されていない場合は、日常生活用具給付事業や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用できない。

申請に関して、各自治体の障害福祉課の窓口では申請を退ける権限はないので、申請書、意見書等の申請に必要な書類が揃っていればその書類を受け取り、都道府県（指定都市）の審査にかけることになる。

つまり、患児の状態が身体障害者手帳の申請の対象となるか否かについて役所の職員が判断するものではないので、厚労省の通達は主治医（小児科医）に見せて、主治医が肢体不自由の認定医（リハビリ科、整形外科）に意見書の作成を依頼して下さるかどうかだと思います。

主治医の小児科医は、肢体不自由の指定医であることは稀で、小児科医から整形外科やリハビリ科の医師（肢体不自由の指定医）に診断書の作成を依頼することになります。

また、小児慢性に付随している、日常生活用具給付事業、身体障害者手帳の日常生活用具給付事業も、いずれも「給付」が対象で、貸与（レンタル）にかかる費用は助成の対象とならない。

このような状況から、静岡県では、介護保険の対象とならない40歳未満のがん患者を対象とした、在宅療養生活支援業という制度をつくり、各自治体が運用しています。この制度では、居宅サービス（訪問介護・訪問入浴介護）、福祉用具貸与・購入に係る経費を助成対象としており、介護保険の暫定ケアプランのように、身体の状態の変化により早急な利用が必要な場合にも対応できるようになっています。

静岡県 / 若年がん患者等支援
(pref.shizuoka.jp)

インターネットで調べてみると、「若年がん患者在宅療養生活支援事業」の運用を開始している自治体が増えてきているようです。脳幹部腫瘍の患児の状態の変化を考慮すると、身体障害者手帳や小児慢性特定疾病医療費助成制度に付随している、日常生活用具給付事業よりも、この「若年がん患者在宅療養生活支援事業」の方が早急に利用を開始でき、サービス内容も状態の変化に合

わせて柔軟に変更できるように思います。

身体障害者手帳：

患者の「状態」によって対象になるか否かを判断する。申請窓口は障害福祉課の一般職員なので、病気についての知識はない。

若年がん患者在宅療養生活支援事業：

末期がんの病態であれば対象となる。

申請窓口は医療局疾病対策部あるいは、福祉保健部健康局健康推進課等の医療関連の部署が多く、保健師が配属されているので、疾患についての理解がある。

以上